

# 株式会社キャリア 定款

2009年4月22日	制定
2011年2月14日	改定
2011年10月1日	改定
2012年10月24日	改定
2013年10月1日	改定
2014年1月1日	改定
2014年8月18日	改定
2014年12月26日	改定
2015年2月16日	改定
2015年4月1日	改定
2015年12月3日	改定
2015年12月4日	改定
2016年1月28日	改定
2016年3月17日	改定
2017年4月1日	改定
2018年1月1日	改定
2019年12月24日	改定
2020年12月23日	改定
2021年12月23日	改定
2022年12月22日	改訂
2024年12月26日	改訂

# 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社キャリアと称し、英文では CAREER CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 有料職業紹介事業
- (2) 一般労働者派遣事業
- (3) 特定労働者派遣事業
- (4) 経営コンサルティング業務
- (5) 企業に於ける求人・採用活動に関する宣伝の受託、並びにコンサルティング業務
- (6) コンピューターシステムによる計算業務の受託
- (7) ビジネスコンピューターソフトウェアの開発・制作・販売
- (8) 社員教育研修、販売促進セミナーに関する企画及び開催並びにコンサルティング業務
- (9) 電話によるマーケティングリサーチ
- (10)インターネット、電子メール等による情報提供システムの企画・制作・販売
- (11)運搬業における物品の仕分け、梱包及び配達業務の請負、並びに管理業務の請負
- (12)各種パーティー・会議・催事場の企画・運営・管理の請負
- (13)広告の企画・制作・代理業
- (14)コールセンターの企画及び運営業務
- (15)インターネット等を利用した情報コンテンツの配信業務
- (16)スクールの企画及び運営業務
- (17)家事代行サービス業務
- (18)生命保険の募集に関する業務
- (19)損害保険及び自動車損害賠償法に基づく保険の代理業
- (20)広告代理業
- (21)シニアマーケットの調査、分析及びその成果の提供業務
- (22)障害者への就業支援事業
- (23)障害者の雇用機会の創出事業
- (24)高齢者専用賃貸住宅の企画、管理及び運営業務
- (25)介護保険法に基づく訪問介護事業

- (26)介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
- (27)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (28)介護保険法に基づく第一号訪問事業
- (29)介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (30)介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (31)介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (32)介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (33)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (34)障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (35)施設の清掃及び管理業務
- (36)飲食店の経営、企画及び経営のコンサルティング業務
- (37)シニアワーカーの就業支援事業
- (38)シニアワーカーの雇用機会の創出事業
- (39)ソーシャルワーカーの就業支援事業
- (40)ソーシャルワーカーの雇用創出事業
- (41)貸菜園事業
- (42)農業従事者の就業支援事業
- (43)農業従事者の雇用創出事業
- (44)農園型雇用支援事業
- (45)在宅型雇用支援事業
- (46)企業提供型農園の開発及び管理運営
- (47)シェアオフィス、シェアハウスの運営及び管理
- (48)農作物の生産、加工、販売及び農業生産に係る作業委託業務
- (49)医療、介護、保育等の人材育成事業
- (50)前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い（及び手数料）は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

### (召集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は3名以上とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

### (取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。なお、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の通知は、会日の1週間前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役の選任の方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員の取締役である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたも

のとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

(報酬)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員) 第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 32 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。  
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2019 年 12 月開催の定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 2019年12月開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項に定めるところによる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

- 1 施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2011年2月14日	改定施行
2011年10月1日	改定施行
2012年10月24日	改定施行
2013年10月1日	改定施行
2014年1月1日	改定施行
2014年8月18日	改定施行
2014年12月26日	改定施行
2015年2月16日	改定施行
2015年4月1日	改定施行
2015年12月3日	改定施行
2015年12月4日	改定施行
2016年1月28日	改定施行
2016年3月17日	改定施行
2017年4月1日	改定施行
2018年1月1日	改定施行
2019年12月24日	改定施行
2020年12月23日	改定施行
2021年12月23日	改定施行
2022年12月22日	改訂施行